

## 水道管の洗浄作業を行います

水道水の濁り水の発生を防止し、良質な水質を維持するため、水道管の洗浄作業を下記のとおり実施します。この作業は、水道管内に付着した堆積物などを、道路上の消火栓や排水施設を使用し、強制的に排水することで除去するものです。

洗浄作業については、全作業区域を35ブロックに分け、1ブロックを1日で作業を完了する形で実施します。作業を実施するブロックにお住まいの人には、実施日の一週間前までにポスティングにて作業をお知らせします。

実施区域において、作業時間中は水道を使用することはできませんので、作業時間帯に必要な飲料水やトイレに使用する水のかみ置きをお願いします。

また、作業終了後、水道管に堆積物などによる濁り水や空気の入り込んだ白い水が出る場合は、蛇口からしばらく水を出していただくようお願いいたします。

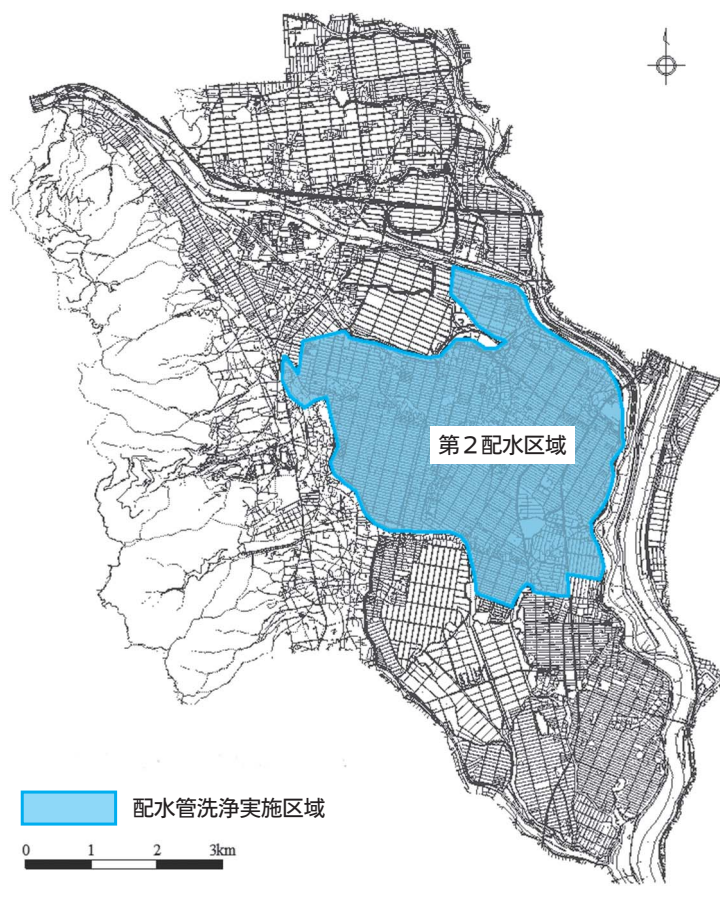
作業区域の皆様には大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

**対象場所** 第2配水区域内  
(牧田川より南側区域、別図のとおり)

**予定期間** 6月10日～10月11日まで

**実施時間** 平日の夜間 22時～翌朝5時まで

配水管洗浄実施区域図



注1) 道路上での作業となりますので宅地内の立入りは行いません。

注2) 小雨決行、荒天時中止とします。

注3) 作業日に該当するブロックにお住まいの人は、洗浄作業時間帯には、絶対に水道の使用はしないでください。

注4) 作業区域や隣接した区域においても、作業により水道水が濁ることがありますので、水道をご使用される際は濁りなどをご確認の上、ご使用をお願いします。

問水道課 ☎ 32-5082

## 町県民税の納税通知書を発送します

平成30年中の所得状況に基づき計算した、今年度の町県民税(普通徴収)の納税通知書は6月6日(木)に発送を予定しています。対象となる人は、平成31年1月1日現在、養老町に居住し、町県民税を普通徴収(納付書や口座振替)で納付する人や公的年金から特別徴収(年金から天引き)で納付する人です。

なお、町県民税を給与から特別徴収(給与天引)で納付する人は、5月に勤務先へ税額通知書を送付していますので、勤務先から通知書をお受け取りください。

また、今年度(平成30年分所得)の所得証明書、課税(非課税)証明書は、6月3日(月)より発行します。

問税務課 ☎ 32-1103